区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十一月二十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
市川市菅野三丁目一八一三番二二から同市菅野三丁目一八一三番二五まで	前	六五・九八～六七・三五	〇・〇〇六
	後	六五・九八～一二二・八七	〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十一月二十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野三丁目一八一三番二二から同市菅野三丁目一八一三番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月二十六日

○防衛省告示第二百六十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十四年十一月二十六日　防衛大臣　森本　敏
日時　平成二十四年十二月十日（予備、同月十一日から同月十六日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十一月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
浜松市西区篠原町字八幡前二一一〇番二から湖西市新居町浜名字西田二四〇五番六まで	前	一一・四八～一八・〇〇	七二・〇〇～一二九・八〇	一三・五二七
	後	一一・四八～一八・〇〇	七二・〇〇～一二九・八〇	一三・五二七

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十一月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十一月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成
路線名　近畿自動車道尾鷲多気線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦字京戸六一〇番から同町紀伊長島区三浦字橋ケ谷五七六番二〇まで	前	一一・〇〇～一三二・〇〇	〇・五一〇
	後	一一・〇〇～四九七・〇〇	〇・五一〇

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十一月二十六日　四国地方整備局長　川﨑　正彦
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	八・〇〇～一九・〇〇	六七・〇〇～一〇一・〇〇	一二・九〇三
	後	八・〇〇～一九・〇〇	六七・〇〇～一〇一・〇〇	一二・九〇三
	A	八・〇〇～一九・〇〇	六七・〇〇～一〇一・〇〇	八・九六五
	B・C	八・〇〇～一九・〇〇	六七・〇〇～一〇一・〇〇	九・六〇六

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所